

第 4 5 号議案

亀岡市教育集会所条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市教育集会所条例（昭和 5 3 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市教育集会所条例の一部を改正する条例

亀岡市教育集会所条例（昭和 5 3 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（使用の許可）

第 4 条 教育集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を
受けなければならない。

第 6 条を第 1 1 条とし、第 5 条を第 1 0 条とし、第 4 条の次に次
の 5 条を加える。

（使用の不許可）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない
ことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認めら
れるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。

(4) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会が定めるところにより、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設及び附属する設備を損失し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第6条関係)

種別	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
1階和室	150円	150円	150円
2階和室	250円	250円	250円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

亀岡市教育集会所条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市松熊教育集会所について、市民が広く使用できるよう貸館機能を追加することに伴い、使用料を定めるとともに、管理運営に必要な規定整備を図ること。

種別	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
1階和室	150円	150円	150円
2階和室	250円	250円	250円

- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。